

お客様 各位

伊達信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座変更のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、2021年6月1日以降に開設頂きました普通預金口座につきまして、不正利用されることによる被害を防止するため、最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引をされていない口座に1,320円（年額）の「未利用口座管理手数料」を適用しております。

この度、不正利用防止の対策強化を目的として、**2023年3月31日から**本手数料の適用対象口座を下記のとおり、**既存口座へ拡充**するほか、**残高が5,000円未満（現行は10,000円未満）**の口座へ変更いたします。

なお、「未利用口座」のお取扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座および貯蓄預金口座を対象としたものであり、常日頃から入出金および口座振替等のお取引をされている口座が対象になることはございません。

弊金庫では、今後とも金融犯罪の防止に向けた取組を強化するとともにお客様に満足いただけるようサービスの向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧の程、重ねてお願いいたします。

記

対象となる口座 （未利用口座）	2023年3月31日を基準日 として、基準日から遡ること2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座、決済用普通預金口座および貯蓄預金口座（当該預金の利息入金および本手数料の引落しを除く）以降、毎月末、月末を基準日として同様の対応をさせていただきます。 ※ 個人のお客様の通帳は、現行、全て総合口座通帳を発行しております。通帳に「総合口座」と印字されていても、普通預金口座のみのご利用の場合は、未利用口座の対象となります。 ※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座に該当しても対象外となる場合	① 残高が5,000円以上ある場合 ② 同一取引店で、他に預かり金融資産（定期性預金、国債、保険等）または借入（カードローン契約を含む）がある場合 ③ 口座の名義人が未成年の場合 ④ 後見制度支援預金の場合 ※ ①から④のうち、いずれか一つでも該当する場合は対象外となります。
未利用口座管理手数料に係るご案内	・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にて届出住所にご案内します。 ※ ご案内が延着しましたは到着しなかった時でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 ・未利用口座の対象となった後、一定期間（3か月）取引がない場合に、本手数料をご負担いただきます。
未利用口座の解約	・未利用口座の残高が本手数料以下の場合は、口座残高全額をもって未利用口座管理手数料としていただいたうえで、同口座を解約します。なお、解約した同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できません。 ・口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはありません。 ・ご負担いただいた本手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。
手数料金額	年間1,320円（消費税込）

【本件に関するお問い合わせ先】
だてしん相談プラザ
0120-127-771（フリーダイヤル）



伊達信用金庫

以上

広告等承認 2022-9号